

# 北谷町子ども会育成連絡協議会 会則

## (名称)

第1条 本会は北谷町子ども会育成連絡協議会という。

## (事務所)

第2条 本会の事務所は、北谷町字桑江467-1 ちゃたんニライセンター団体室に置く。

## (組織)

第3条 本会は町内子ども会育成会をもって組織する。

## (目的)

第4条 本会は町内子ども会の連携と子ども会活動の充実を図り、子ども会育成に寄与することを目的とする。

## (事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 子ども会育成への相互連携に関すること。
- (2) 子ども会指導者の育成に関すること。
- (3) 子ども会リーダー(ジュニアリーダー)の育成に関すること。
- (4) 子ども会育成のために必要な調査研究に関すること。
- (5) 広報宣伝に関すること。
- (6) 安全教育に関すること。
- (7) その他目的達成に必要なこと。

## (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名
- (6) 顧問 若干名

## (役員の選出)

第7条 本会の役員は次のとおり選出する。

- (1) 会長、副会長、事務局長、監事、顧問は総会において選出する。
- (2) 理事は各育成会代表者1名とし、理事会の推薦により若干名の有識者をあてることができる。

## (役員の任期)

第8条 本会の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第9条 本会の役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- (3) 事務局長は本会の事務を総括するとともに、書記・会計事務を司る。
- (4) 理事は理事会を構成し会務を審議決定する。
- (5) 監事は会務及び計画を監査する。
- (6) 顧問は会長の諮問に応じ助言する。

(サポーター)

第10条 本会ジュニアリーダー・指導者・役員のOBや自治会関係者、若者等で本会を支援し活動を補助する者を本会のサポーターとして位置付ける。

(会計)

第11条

- (1) 本会の会計年度は4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。
- (2) 本会の経費は会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

附則 この会則は、昭和57 年から施行する。

(省略)

この会則は、平成30 年5 月23 日より改定施行する。

この会則は、令和 2 年 7 月 29 日より改定施行する。